

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命における限度額について

平成 20 年 4 月 9 日
日本郵政株式会社
株式会社 ゆうちょ銀行
株式会社 かんぽ生命保険

新規業務の状況(ゆうちょ銀行)

新規業務 (早期に実現を希望するものとして実施計画に記載している業務)		認可の状況	準備・実施状況等
運用手段の多様化	①シンジケートローン(参加型)、特別目的会社(SPC)への貸付	民営化委員会意見 (H19.11.5) 認可 (H19.12.19)	・2008年1月シンジケートローン(参加型)融資を実行
	②公共債の売買		・市場の状況等を勘案しながら、態勢整備が出来次第、運用開始予定
	③信託受益権の売買、株式の売買等		・2008年3月信託受益権の取得を実行
	④貸出債権の取得又は譲渡等		・2008年2月貸出債権の取得を実行
	⑤金利スワップ取引、金利先物取引等		・2008年2月金利スワップ取引を実行
	⑥リバースレポ取引		・市場の状況等を勘案しながら、態勢整備が出来次第、運用開始予定
新規商品・サービスの提供	①クレジットカード業務	民営化委員会意見 (H20.2.22)	・認可・承認が得られ次第直ちに業務開始予定
	②変額個人年金保険等生命保険募集業務		・2008年5月の業務開始に向け、準備中
	住宅ローン等の媒介業務	<審査中>	・2008年中頃の業務開始に向け、準備中
	③個人向けローン (住宅ローン、カードローン等)	—	<認可事項> ・フロントライン関連業務のノウハウを蓄積するため、提携金融機関等の住宅ローン商品販売を先行(1年程度) 【H18.11.22 郵政民営化委員会】
	④流動性預金の預入限度額廃止	—	<政令改正事項> ・流動性預金の預入限度額の廃止を通じて、個人のお客様の決済を一層円滑に行っていただけるよう取組【実施計画】

新規業務の状況(かんぽ生命)

新規業務 (早期に実現を希望するものとして実施計画に記載している業務)		認可の状況	準備・実施状況等
運用手段の多様化	①シンジケートローン(参加型)	民営化委員会 意見 (H19.11.5) 認 可 (H19.12.19)	・市場の状況等を勘案しながら、態勢整備が出来次第、運用開始予定
	②信託受益権の取得、株式の取得等		
	③貸出債権の取得等		
	④金利スワップ取引等		
新規商品・サービスの提供	①法人向け商品の受託販売	民営化委員会 意見 (H20.2.22) <審査中>	・2008年6月の業務開始に向け、準備中
	②入院特約の見直し		・2008年7月の業務開始に向け、準備中
	③加入後一定期間経過した場合の限度額の引上げ	—	<政令改正事項> ・速やかな業務開始を希望【実施計画】
	④第三分野商品の発売	—	<政令改正事項・認可事項> ・引受け・支払管理態勢等の整備を適切に行った上で、他の生命保険会社との連携を含めた幅広い選択肢の下で商品を開発・提供することを希望【実施計画】

○預金、送金決済関連業務は、個人のお客様を基盤とするゆうちょ銀行にとって中核的サービスであり、ゆうちょ銀行の上場を目指す中で、市場に評価されるためには、これらのサービスの拡充が不可欠



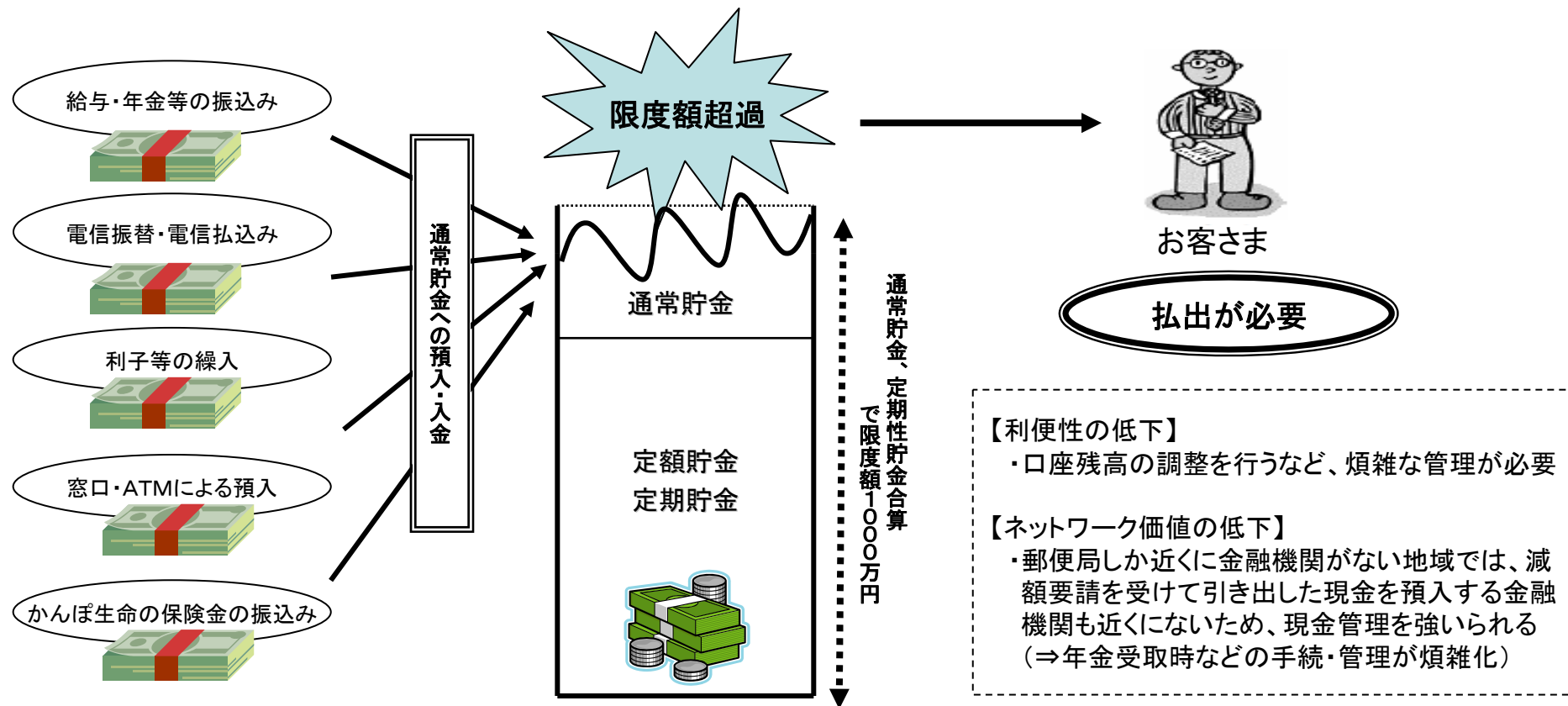
○通常貯金口座を活用し、決済サービスの拡充(*)を図り、お客様の利便性を向上

- ①クレジットカードサービスの充実（クレジットカードの導入、種々のポイントプログラムの導入）
- ②ATM利用の促進（ゆうちょ口座間送金手数料無料化（恒久化））
- ③ゆうちょダイレクト（ネットバンキング）の強化
- ④キャッシュレス化の推進（かんぽ生命の保険金受取り等）

（*）実施予定の内容も含む

⇒これらのサービスを展開していくにあたり、流動性預金の限度額規制により、通常貯金口座の利用に制約を生じ、お客様の利便向上が十分に図れない

ゆうちょ銀行の流動性預金の預入限度額について



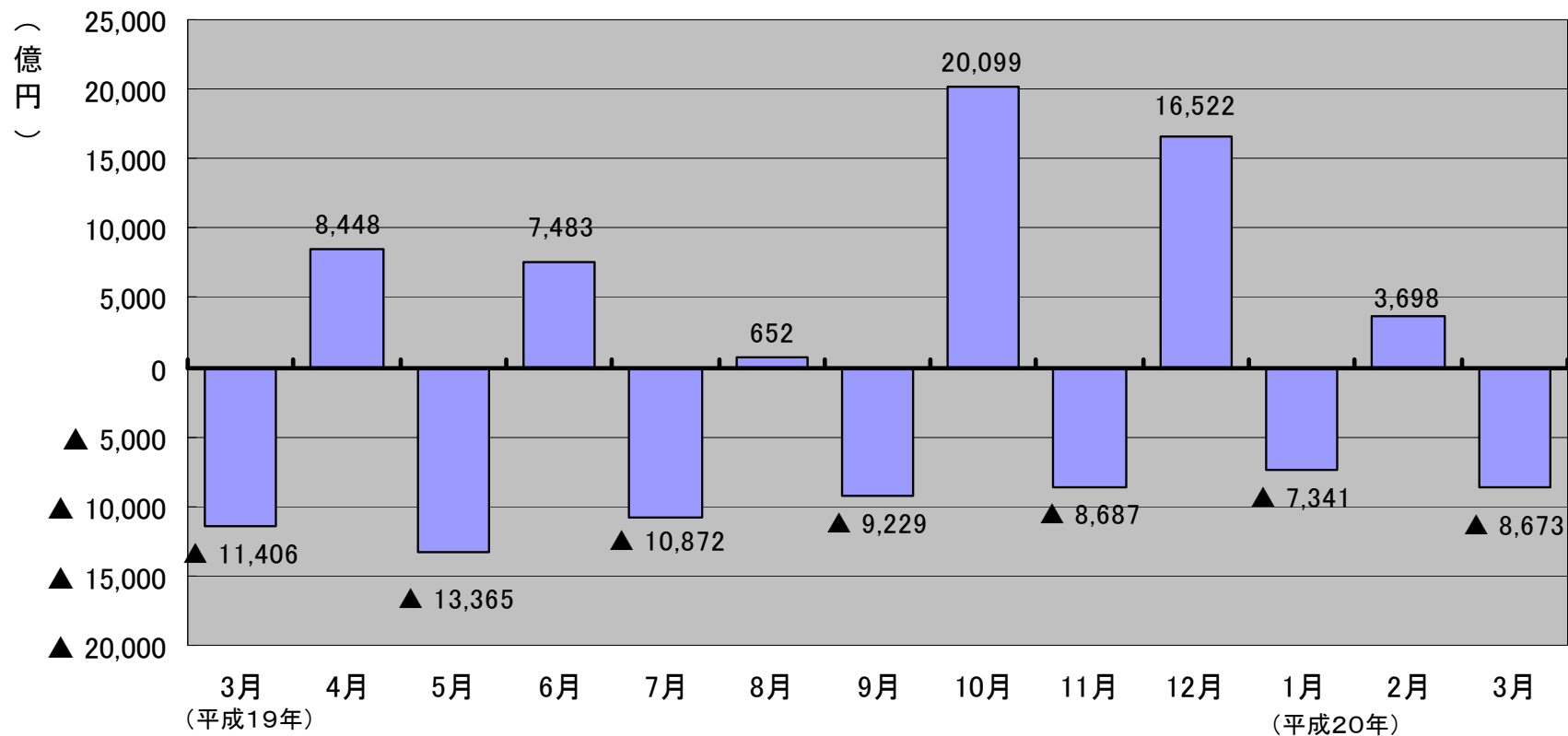
(注1) 通常貯金は、お客様の生活口座として、その残高が日々(月々)増減を繰り返す特性のある貯金

(注2) こうした通常貯金の特性から、給与・年金の振込みや利子等の繰り入れなど、お客様の管理の外で一時的な限度額超過が発生

(注3) かんぽ生命の保険金支払においても、預入限度額の存在がゆうちょ口座への振込(キャッシュレス化)を推進する上でネック
【キャッシュレス推進の阻害】

(注4) ゆうちょ銀行にとっては、預入限度額管理にかかるシステムコストなどに加え、お客様への減額要請に多大な労力投入が必要
【資源の浪費、国民経済上の損失】

【通常貯金の月別増減実績】



* 平成20年3月実績は速報値

ゆうちょ銀行の流動性預金の預入限度額について

【郵政民営化法、郵政民営化法施行令】

郵政民営化法第107条（預入限度額）

郵便貯金銀行は、一の預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この節において同じ。）から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる預金等（同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。）の受入れをしてはならない。

- 一 預金等（次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。）の額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額
（以下略）

郵政民営化法施行令第2条（郵便貯金銀行の預入限度額）

第二条 法第一百七条第一号に規定する政令で定める預金等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める預金等とする。

- 一 次号に規定する者以外の者から預金等を受け入れる場合 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条の二第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する預金
- 二 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び郵便保険会社から預金等を受け入れる場合 預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する定期性預金

2 法第一百七条第一号イに規定する政令で定める額は、千万円とする。

かんぽ生命の加入後一定期間経過した場合の限度額の引上げについて

○かんぽ生命の上場を目指す中で、市場に評価されるためには、商品の魅力向上が不可欠

○お客さまの多様なニーズに応えるためには、既存商品の加入限度額の見直しを行う必要あり

【保険加入に当たってのお客さまのご要望・ご意向(ニーズ)】

死亡時の遺族補償

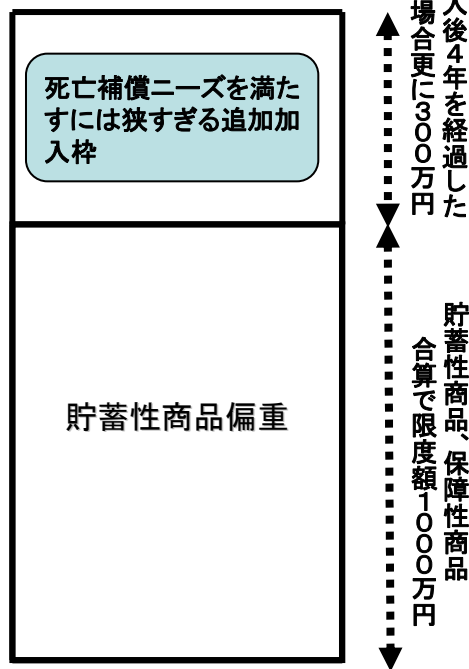
資産形成

子どもの教育資金

病気・ケガへの備え

⇒加入後一定期間(4年)経過した場合の限度額について、1,000万円(現行300万円)まで
加入限度額に算入しないように政令改正することを要望

【現行規制】



【例】一定期間経過後に追加加入する場合における他社との差異(告知扱)

新規加入の場合	一定期間(4~5年)経過後に、追加加入する場合	
1000万円加入	【他 社】 ※一般的なケース 1000万円まで追加加入可能	○一定期間経過後の契約(新規加入時の1000万部分)は、 加入限度の通算対象外 ○追加加入の限度については、リスク管理の観点から設定されるため、顧客ニーズへの対応が可能
	【かんぽ生命】 300万円までのみ追加加入可能	○一定期間経過後の契約(新規加入時の1000万部分)も、 加入限度の通算対象 ○政令上の通算限度額が低額であるため、 顧客の死亡保障ニーズへの十分な対応が困難

かんぽ生命の加入後一定期間経過した場合の限度額の引上げについて

【郵政民営化法、郵政民営化法施行令】

○郵政民営化法

(保険金額等の限度額)

第百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行ってはならない。

- 一 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険(次号及び第三号に規定する保険を除く。)の保険契約に係る保険金額(政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
 - イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額
 - ロ 当該被保険者を被保険者とする整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。)第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十二条までに規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。)の旧簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約(以下「旧簡易生命保険契約」という。)に係る保険金額(政令で定める旧簡易生命保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額
- (以下略)

○ 郵政民営化法施行令

(郵便保険会社の保険金額等の限度額)

第六条 (略)

- 二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であって、その効力発生後四年を経過したもの 当該保険契約に係る保険金額(次に掲げるものを除く。)の合計額から三百万円(その合計額が三百万円に満たないときは、その合計額。第三項第一号において「控除額」という。)を控除した額に当該保険契約に係る保険金額(次に掲げるものに限る。)の合計額を加えた額

3 (略)

- 一 被保険者(次に掲げる者に限る。)が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約であって、その効力発生後四年を経過したもの 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額(旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であって、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分を除く。)の合計額から三百万円(被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が三百万円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは三百万円から控除額を控除した額(その合計額が三百万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額))を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額(同項に規定する保険金額の増額等変更契約であって、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分に限る。)の合計額を加えた額
- イ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者でないもの
- ロ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者であって、控除額が三百万円に満たない額であるもの

【参考】 民営化後の業績状況(ゆうちょ銀行)

【民営化後の貯金残高の推移 (ゆうちょ銀行)】

(単位:兆円)

	H18/3末	H19/3末	H19/9末	H19/10末	H19/11末	H19/12末	H20/1末	H20/2末	H20/3末
貯金残高	203.9	191.9	186.5	187.0	185.1	185.6	183.7	183.4	181.4

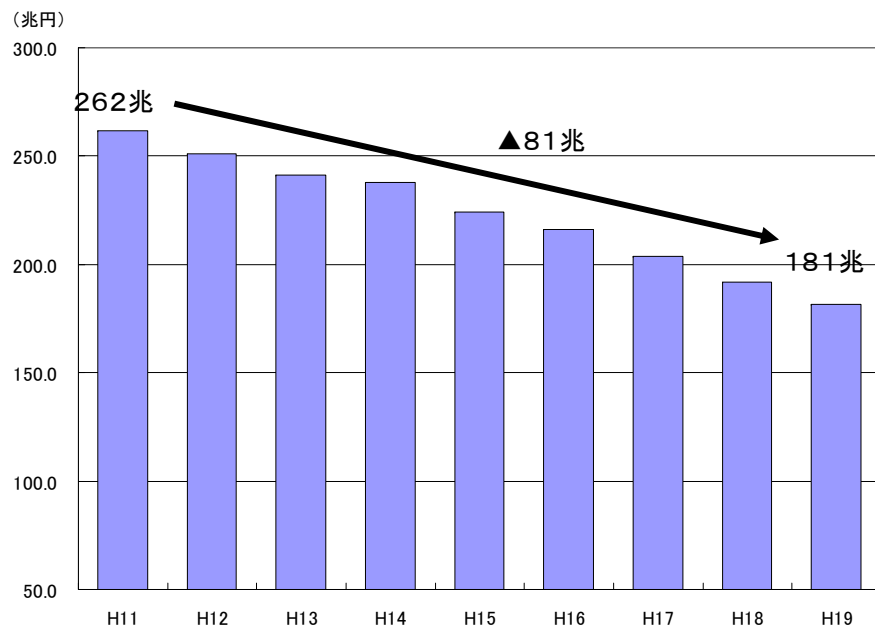
※未払利子は含まない

※貯金残高には振替貯金(民営化前は郵便振替預り金)を含む。

※定期性貯金は定額貯金、定期貯金、積立貯金

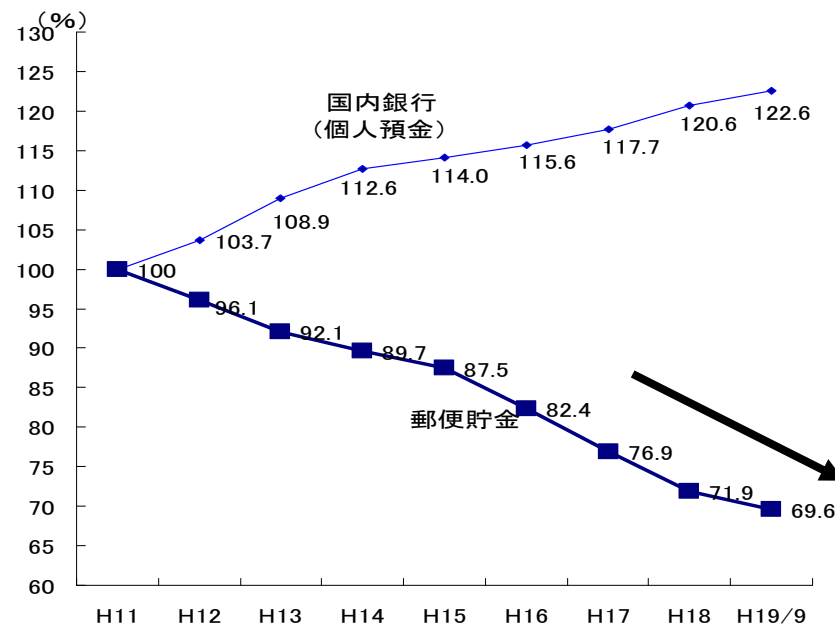
* 平成20年3月実績は速報値

【ゆうちょ銀行(郵便貯金)の貯金残高推移】



※H14以前は未払利子を含む

【H11年度を100とした場合の預金量推移】



(出典)ディスクロージャー誌、日本銀行「預金者別預金」

※国内銀行は個人預金の数値

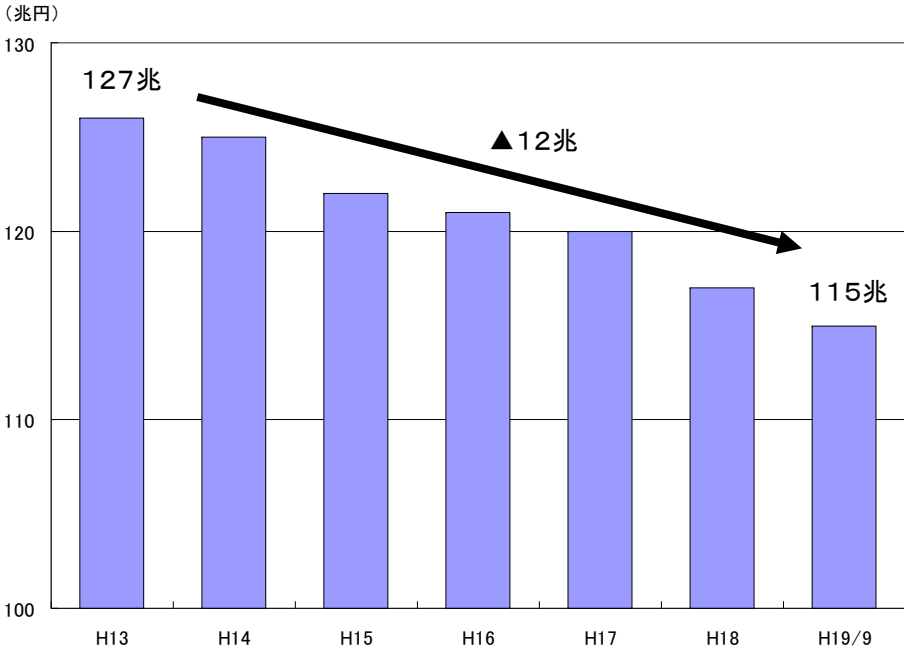
【参考】 民営化後の業績の状況(かんぽ生命)

【民営化後の個人保険新契約件数の推移 (かんぽ生命)】

(単位: 万件)

	H17年度	H18年度	H19上期	H19/10	H19/11	H19/12	H20/1	(H19/10 -H20/1累計)
新契約件数	299. 7	238. 1	119. 8	4. 5	8. 8	9. 7	11. 2	34. 2

【かんぽ生命(簡易保険)の総資産推移】



【H13年度を100とした場合の総資産推移】

